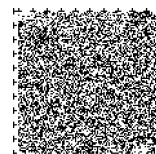


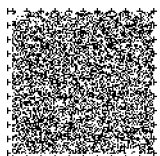
みんなが えがおで 暮らせるために

— 清瀬市第3期障害福祉計画 —

平成24年3月

清瀬市





はじめに

平成18年4月に施行された障害者自立支援法では、サービス提供体制の整備や就労への取り組み強化など、障害者が、自らが選んだ地域で安心して暮らすことができるよう、様々な仕組みについて定めています。

それらを実施するにあたっては、自治体が必要なサービス量などを見込み、3年を1期とした計画を定めて計画的に実施していくことが義務付けられていることから、これまでも2期6年間にわたって、各期ごとに重点施策を掲げて目標数値達成のためのサービス提供の確保に努めてきているところですが、この度、第3期にあたる平成24年から26年度まで3ヵ年の計画を策定しました。

この度の策定にあたり、清瀬市障害福祉計画策定委員会では、日本社会事業大学の植村英晴委員長のもと、地域の福祉団体や関係機関の代表、一般公募の方を含めた10名の委員の皆さまに熱心なご審議をいただきました。また、市内障害者施設、障害者団体の皆さまにもアンケート調査にご協力いただき、現状の課題や今後の見込みなどもお聴かせいただきました。皆さま方にはあらためて感謝申し上げます。

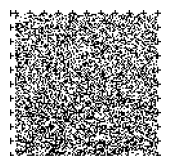
今回の計画書をご覧いただくと、冒頭に「よくあるご質問」として、計画やサービスについてのQ&Aを掲載し、随所にコラムを設けていることにお気づきになられるかと思いますが、これは、委員会での「市民のためのわかりやすい計画書を」というご意見を反映したもので、表題も委員みなさんで考案しました。

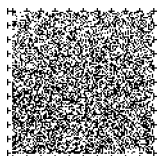
市では現在第3次清瀬市長期総合計画に基づく後期基本計画を策定してまちづくりを進めています。昨年3月に発生した東日本大震災を契機に、人と人とのつながり、地域社会とのつながりの大切さがあらためて見直されていく中で、まちづくりのローガンとして掲げる「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」のために、お互いに助け合い、自らが主役となって暮らしていくことのできるまちづくりは、こうした工夫をかたちにすることでより意識も高まっていくものだと考えます。

この計画の実行に向けて市民の皆さまとともに全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

清瀬市長 渋谷 金太郎





目 次

○ 障害福祉計画の“よくあるご質問”（FAQ）	1
-------------------------	---

第1 計画の改定にあたって

1 これまでの流れと計画の改定に向けて	11
2 計画の位置づけ	14
3 新計画の期間について	16

第2 重点施策と数値目標

1 第2期障害福祉計画で掲げた重点施策と進捗	19
2 第3期計画における重点課題	21
3 第3期障害福祉計画の数値目標設定のポイント	22

第3 障害福祉サービス等の充実

1 訪問系サービス	27
2 日中活動系サービス	29
3 居住系サービス	35
4 指定相談支援	37
5 その他	39

第4 地域生活支援事業

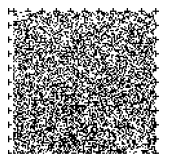
1 相談支援事業	43
2 成年後見制度利用支援事業	46
3 コミュニケーション支援事業	47
4 日常生活用具給付等事業	48
5 移動支援事業	49
6 地域活動支援センター	49
7 その他の事業	50

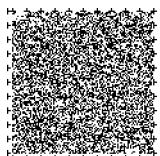
第5 計画の円滑な運営に向けて

1 計画の円滑な運営に向けて	53
----------------	----

【付属資料】

- ・ 設置要綱
- ・ 策定委員名簿
- ・ 計画策定委員会開催概要
- ・ 用語集





障害福祉計画の “よくあるご質問” (FAQ)

『障害福祉計画』についてよりご理解いただくため、策定に際して、よく寄せられるご質問とその回答についてまとめました。

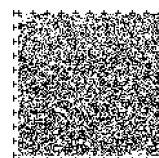
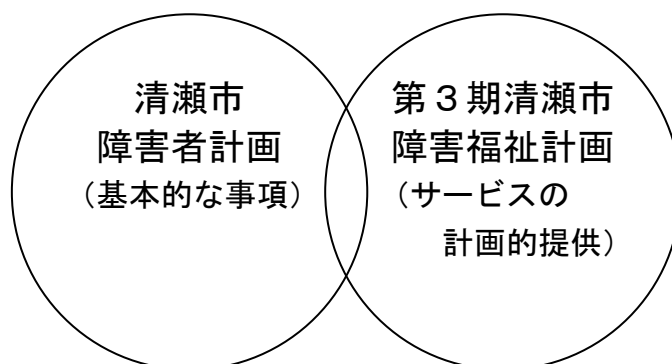
Q1：障害福祉計画とは何ですか？

A： 『障害福祉計画』は、障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するために定めた、「障害者自立支援法」に基づく3年間の短期的な計画で、現在第2期目です。

サービスや相談が計画的に提供されることで、障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができることをめざします。

障害者についての市の計画には、もうひとつ『障害者計画』があります。これは、障害者の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定めた、「障害者基本法」に基づく7年間の中長期的な計画です。

■例えるならば、2つの計画は車の両輪といえます



Q2：障害福祉計画に定めるサービスにはどのようなものがありますか。

A： 障害者自立支援法の主なサービスには、在宅での生活を支援する「訪問系サービス（27ページ）」、地域で自立した暮らしを身につけたり、就労に向けての訓練を行う「日中活動系サービス（29ページ）」、同じような障害のある人と地域や施設で暮らしながらその生活の援助を行う「居住系サービス（35ページ）」、また地域の実情に応じて実施できる「地域生活支援事業」（43ページ）などがあります。

■様々なサービスで、障害のある方の暮らしを支えます

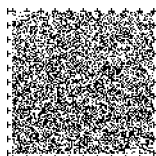
◇日常の暮らしを支えます（訪問系サービス・居住系サービス）

<暮らす方の状況に適した、日常生活の支援>

- 在宅の方の生活を支援します …居宅介護
(関連ページ⇒27, 28)
…重度訪問介護・重度障害者等包括支援
(関連ページ⇒27, 28)
- グループホームの方を支援します …共同生活援助
(関連ページ⇒35, 36)
- ケアホームの方を支援します …共同生活介護
(関連ページ⇒35, 36)
- 施設に入所されている方を支援します …施設入所支援
(関連ページ⇒35, 36)

<移動についての支援>

…同行援護・行動援護
(関連ページ⇒27, 28)



◇日中の活動の場を提供します（日中活動系サービス）

<障害のある方の自立した生活に向けて>

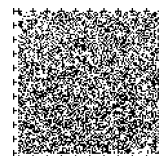
- 身体や生活能力の維持・向上に必要な訓練をします …自立訓練
(関連ページ⇒31, 32)
- 就労に向けた訓練を行います …就労移行支援、就労継続支援
(関連ページ⇒23, 24, 33, 34)

<常時介護が必要な重度の方に>

- 常時介護が必要な重度の障害のある方に、
介護を受けながら活動できる機会を提供します …生活介護
(関連ページ⇒29, 30)
- 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で
訓練や日常生活の世話等を行います …療養介護
(関連ページ⇒29, 30)
- 介護者による在宅での介護が難しくなった場合など、
短期間、施設で介護を行います …短期入所
(関連ページ⇒29, 30)

◇その他

- 自立に向けたサービス利用について、
個人ごとの計画をつくります …指定相談支援
(関連ページ⇒37)
- 車いす、義肢等の購入・修理費を支給します …補装具費
(関連ページ⇒39)
- 精神疾患等で通院にかかる医療費を支給します …自立支援医療
(関連ページ⇒39)
- 自立した日常生活や社会生活を営むためのサービスを
地域の実情に応じて実施します …地域生活支援事業
(関連ページ⇒41～50)



Q3：清瀬市の財政の中で、障害者施策にどのぐらいの金額が使われていますか？

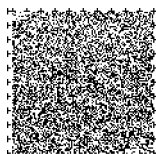
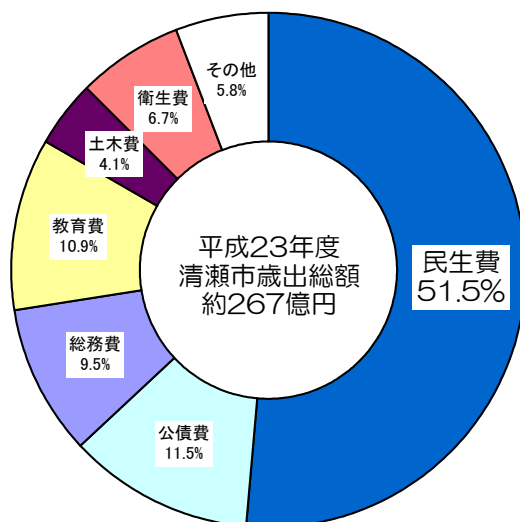
A： 清瀬市の財政は、平成23年度の当初予算で約267億円の歳出を見込みました。そのうち、障害者や高齢者への福祉サービス、子育て支援、生活保護などの経費となる『民生費』は全体の51.5%にあたる約137億円となっています。

障害者施策については事業によって市単独で財政を出すものもあれば、国や都から事業費が加わるものもあります。

平成23年度においては、障害福祉計画に基づく『自立支援給付事業費』は、約11億円となっています。

民生費以外でも、障害のある方のために投票しやすい投票所（総務費）や、施設建設・改築時のバリアフリー（土木費）などの予算が組まれています。

■平成23年度予算（歳出）の内訳（概要）



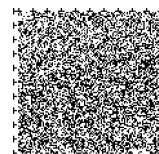
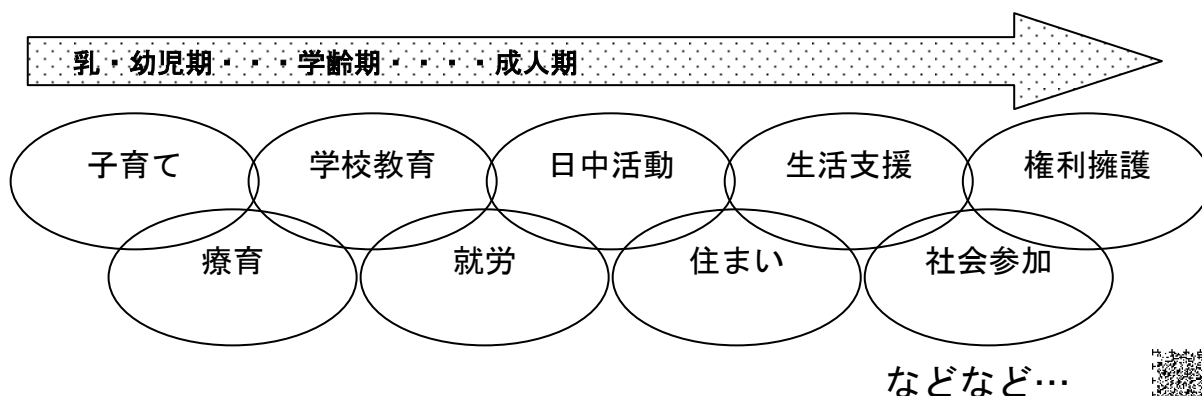
Q4：私は65歳以上ですが、この計画にあるサービスを受けることはできますか？

A： 現行の法制度では、それぞれの法律が目的に基づいてサービスを定めるために、高齢者であり障害者でもある、といったように、**制度どうしが重なる範囲**が出てきます。

障害者についても、65歳以上の方及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者で、介護保険法の特定疾病に該当する方は、原則として介護保険の被保険者となることから、まず要介護認定等を受けて、**介護保険サービスを優先的に受ける**ことになります。

しかし、これまで障害福祉サービスを受けていた方が介護保険サービスを受けることになっても、引き続き障害福祉サービスが必要な場合は、内容によって両方のサービスを受けることができますので、詳しくは市の障害福祉課までご相談下さい。

■ライフステージや障害の種類で切れ目のないサービス提供を行います



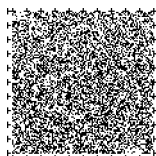
Q5：外出の際はどんなサービスを利用できますか？

A： 障害者自立支援法に基づく外出についてのサービスとしては、重度視覚障害者を対象とした「**同行援護**（27ページ）」、知的障害者等で行動上の困難がある方を対象とした「**行動援護**（27ページ）」があります。それ以外に知的障害者や障害児、精神障害者を対象とした「**移動支援**（49ページ）」があります。

■様々なサービスを、場面や状況にあわせて提供します

外出の際に
介護や支援が必要な場合は…？

- 同行援護：視覚障害のある方に、移動にともなう介助や外出先での代筆・代読、食事などの援助を行います。
- 行動援護：知的障害や精神障害がある方が一人で行動するときに、飛び出しなどの危険を避けるための支援を行います。
- 移動支援：小学生以上の障害のある方に、余暇活動などの社会参加や買い物などの外出時に支援を行います。



Q6：障害のことや日常生活に関する相談は、どこに問い合わせればよいのですか。

A： 「こんな事を聞いても大丈夫だろうか」、「誰に聞けばいいのだろうか」そういう声は多く寄せられます。

障害福祉の制度やさまざまなサービス、日常生活上の悩みごとなどについてのご相談・お問い合わせは**市役所の障害福祉課**をはじめ下記の相談先がありますのでご利用ください。

■まずは、こちらにお問い合わせ下さい

[手帳やサービスなど障害者制度全般]

清瀬市役所障害福祉課

中里5-842

電話：492-5111

ファクス：492-5139

[身体障害者・知的障害者向け]

清瀬市障害者福祉センター

上清戸1-16-62

電話：495-5511

ファクス：495-5514

[精神障害者向け]

地域生活支援センター どんぐり

元町1-13-24

電話：495-5110

ファクス：493-0274

[就労のこと]

清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ

元町1-9-14

電話：495-0010

ファクス：495-0011

[子どものこと]

清瀬市子どもの発達支援・交流センター とことこ

竹丘1-15-8

電話：495-3030

ファクス：495-3031

[権利擁護に関すること]

きよせ権利擁護センター あいねっと

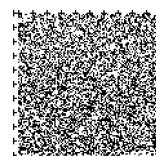
下清戸1-212-4

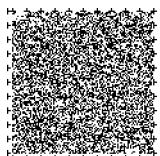
電話：495-5573

ファクス：495-5335

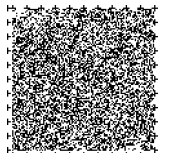
清瀬市コミュニティプラザ2F

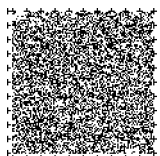
※他にも、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員等も相談を受け付けています。





第1 計画の改定にあたって





第1 計画の改定にあたって

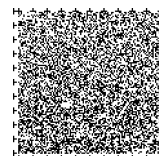
1 これまでの流れと計画の改定に向けて

「利用者の立場に立った社会福祉制度の構築」などを柱とする国の「社会福祉基礎構造改革」の一環として、平成15年度から障害福祉サービスの一部は、行政が主体となってサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者と事業者との対等な関係に基づく「契約」によりサービスを利用する新たな「支援費制度」に移行しました。これにより、全国的にサービス利用者が増加した一方で、障害の種別によるサービスの格差や、地域におけるサービスの格差などが見られるようになりました。

その後も、平成16年6月には障害者基本法の改正で障害者への差別、権利利益侵害の禁止が明記され、さらに同年12月には発達障害者支援法が制定されるなど、障害福祉施策が大きく転換していく中で、平成17年10月に障害者自立支援法が成立しました。

これに基づき適切なサービスを実施していくにあたり、全国の都道府県および市町村において、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

障害福祉計画は、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえながら、①障害者の自己決定と自己選択の尊重、②市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化、③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備、に配慮して3年ごとに策定することが義務付けられています。また、平成22年12月には「障害者自立支援法等の一部を改正する法律」が成立、平成23年8月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布・同日施行されたほか、今後も新たなサービスや仕組みづくりが予定されていることから、本市でも、これらの流れに適切に対応し、地域で暮らしやすいサービスの提供体制を維持、発展させてまいります。



1999(平成11)年

- ◇「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。
…精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保、緊急に入院が必要となる精神障害者の移送の法定化、保護者の負担義務の軽減、精神障害者の保健福祉施策の充実が図られる。
- ◇民法の一部を改正する法律等「成年後見制度」関連4法が成立。
…法定後見制度の改正、「任意後見制度」「成年後見登記制度」の創設。

2000(平成12)年

- ◇「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称「交通バリアフリー法」)が成立。
…高齢者や身体障害者等が、公共交通機関を安全で便利に利用できるよう整備を促進する。
- ◇「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立。
…「社会福祉基礎構造改革」(1999年(平成11年)1月最終報告)を受け、8つの法律を改正。
＜改正された法律＞…社会福祉事業法(名称も社会福祉法に変更)、
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法、
社会福祉施設職員等退職手当共済法、生活保護法(公益質屋法は廃止)

2001(平成13)年

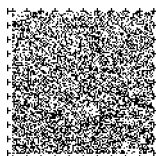
- ◇「道路交通法の一部を改正する法律」、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」が成立。
…障害者に係る欠格条項が、障害者の社会参加を阻む不当な要因とならないよう、制度を見直す。

2002(平成14)年

- ◇精神障害者福祉サービスの市町村への移譲開始。
…精神障害者のホームヘルプサービス等が、市町村を実施主体とすることが法定化される。
- ◇「身体障害者補助犬法」が成立。
…身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を同伴して公共施設等を利用できるようにする。

2003(平成15)年

- ◇「支援費制度」が開始。
…福祉サービス提供の考え方が、これまでの「措置」から、サービス提供事業者と利用者の中で「契約」を結ぶことにより行われる制度へ移行する(身体障害者、知的障害者の一部)。



2004(平成16)年

- ◇「障害者基本法」が改正。
…障害者への差別の禁止を明確にうたう。
- ◇「発達障害者支援法」が成立。
…発達障害者への支援を定める。

2005(平成17)年

- ◇「障害者自立支援法」が成立。
…障害者の自立した生活を実現するため、必要な障害福祉サービス等の支援をうたう。

2006(平成18)年

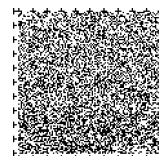
- ◇「障害者の雇用の促進等に関する法律」(最終改正)
…精神障害者保健福祉手帳所持者も障害者雇用率の中に算定する。
- ◇「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が施行。
…建築物と道路・駅などの交通施設におけるバリアフリー施策を総合的・一体的に推進。これに伴い、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」は廃止。
- ◇「障害のある人の権利に関する条約」が国連総会において採択される。
…すべての人に保障されている普遍的な人権を障害があるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めた。日本は現在同条約を署名し、批准の準備中である。

2010(平成22)年

- ◇「障害者自立支援法等の一部を改正する法律」が成立。
…負担の方式を、応益負担から、家計の支払い能力に応じて支払額を決める「応能負担」へと変える。
…発達障害が福祉サービスの対象として盛り込まれた。

2011(平成23)年

- ◇「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立。
…障害者の定義に自閉症など「発達障害」を含むことを明記。就職や教育などのあらゆる機会での差別を禁じた国連の「障害者の権利条約」批准に向けた国内法の整備を目指す。
- ◇「障害者虐待防止法」が成立。(※施行日は平成24年10月1日)
…家庭や施設、勤務先で虐待を発見した人に通報を義務づけ、自治体などに調査や保護を求める。
…通報先は市町村とし、市町村は家族の相談や支援にあたる「市町村虐待防止センター」を設置する。



2 計画の位置づけ

- この計画は、「障害者自立支援法」に定める「障害福祉計画」にあたるもので、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」が障害のある人を支援する基本的な施策を定めたものであるのに対して、障害者施策を推進するための障害福祉サービスや就労支援などの具体的な取組を定めるものです。
- この計画は、「清瀬市長期総合計画」をはじめとする他の関連する市の諸計画や、障害者基本法など障害者を巡る国の諸計画・法制度とも整合性を持つものです。

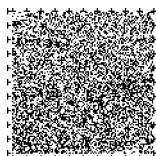
コラム：「障害者計画」と「障害福祉計画」

「障害者計画」は、障害者の自立と社会参加の支援をめざす「障害者基本法」に基づき、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境、意識啓発など、障害者の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定める、中長期的な計画です。

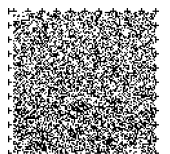
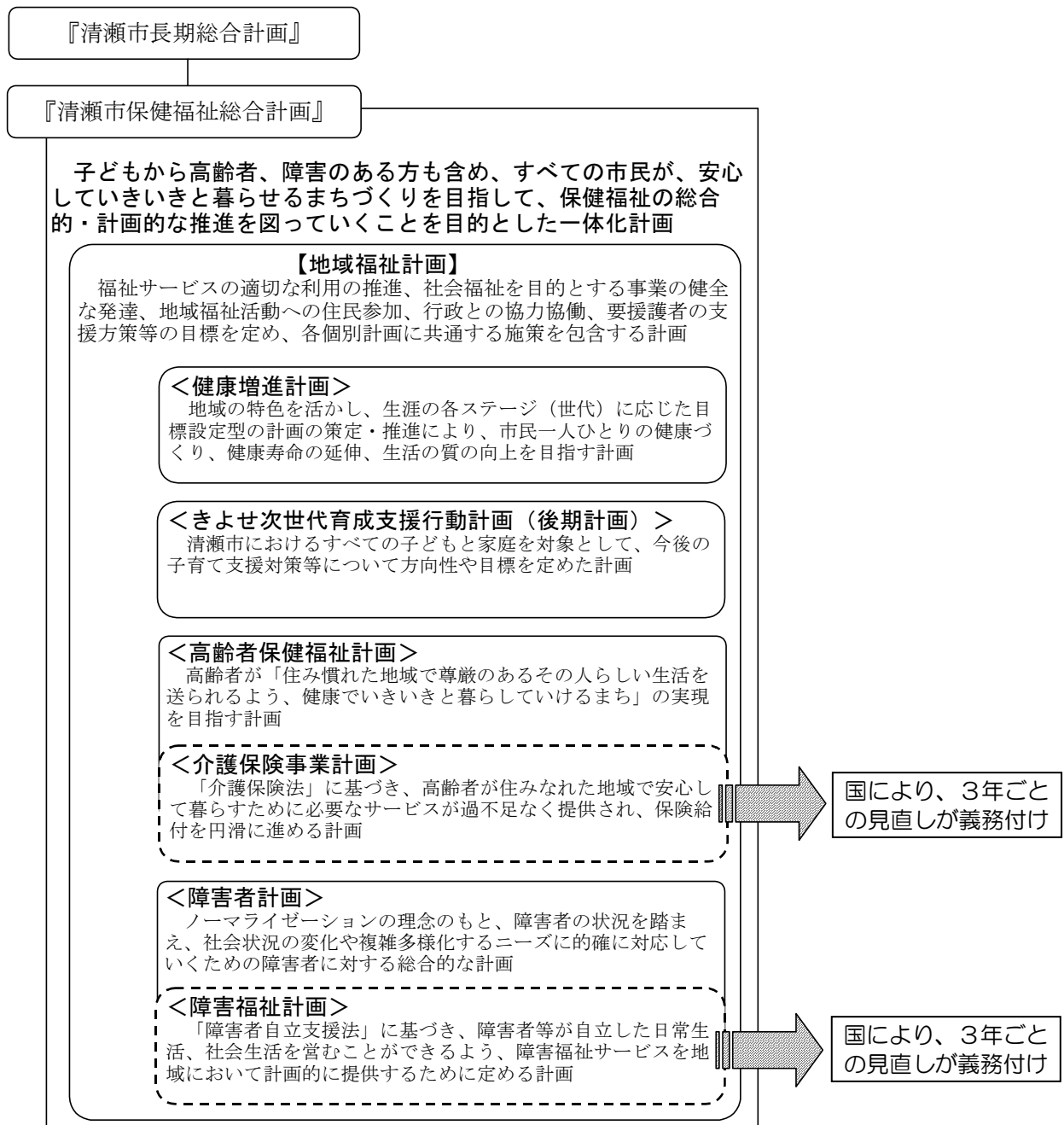
清瀬市では、平成20年度に「清瀬市保健福祉総合計画」を改定し、その分野別個別計画として（第2期障害福祉計画を含む）障害者計画を合わせて策定しました。

これに対し、「障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づき、障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するために定める、短期的な計画です。このため、障害者計画における福祉、就労関係の施策の実施計画的な位置づけとなります。

本計画は、地域の実情に合ったサービスのしくみを整備するために、3年ごとの見直しを行うこととなっており、今回の計画は3期目となります。

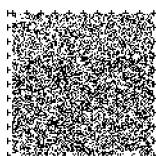
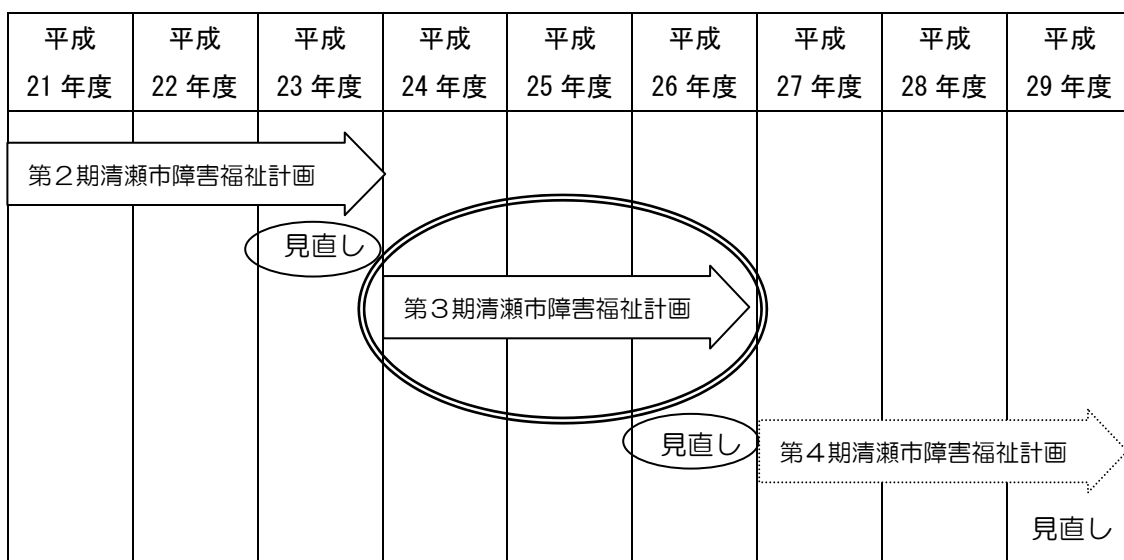


◇市の主な計画との関係について

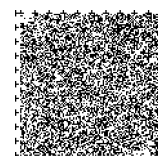


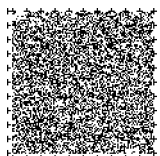
3 新計画の期間について

- 「清瀬市第2期障害福祉計画」は、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として数値目標を設定していました。
 今回策定した「清瀬市第3期障害福祉計画」では、引き続き平成24年度から平成26年度までの3年間の指定障害福祉サービス等の量の見込みおよびその確保策等について定めます。
- すでに国では本計画の根拠法である「障害者自立支援法」について、平成25年8月に廃法となることが言明されていますが、今後の制度の充実に向けた議論の行方を含め、計画期間中における社会経済情勢の動向などに応じて、必要な見直しを行うことがあります。



第2 重点施策と数値目標





第2 重点施策と数値目標

1 第2期障害福祉計画（平成21年～23年度）で掲げた重点施策と進捗

【重点施策1】 地域自立支援協議会の活性化

相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な機関として、平成20年3月に設置された地域自立支援協議会の活性化により、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議など、その機能を十分に発揮させ期待される役割を担うための積極的な運営を展開します。

また、障害のある人に対する虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むため、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等についても、地域自立支援協議会において検討します。

〔第2期計画期間における開催状況〕

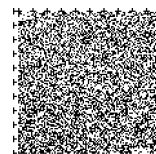
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
協議会開催数	3回	2回	2回
専門部会開催数	3回	13回	3回

※平成23年度は予定も含む

評価

地域自立支援協議会では、平成22年度から障害者計画及び第2期障害福祉計画の進捗状況の評価を継続的に行うこととし、これによって参加機関との課題の共有化が図れました。また、22年度の専門部会では、障害に関係した市内の社会資源の情報を市民に提供したいとの発案から、情報マップの作成に取りかかりました。

地域自立支援協議会は平成24年度から法定化されますが、これにともない、運営の活性化や相談支援の充実、来年10月に施行される「障害者虐待防止法」に対する取り組みなどで今後も大きな役割を担うことを期待されています。



【重点施策2】 居住系サービスの整備強化

入所・入院していた障害のある人の地域移行に伴い、「居住の場」の確保が重要な課題であることから、計画では居住系の障害福祉サービスである「グループホーム」「ケアホーム」の整備をさらに進め、地域生活の基盤となる居住の場を確保する。

【第2期計画期間における整備状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
市内新規設置数	0カ所	2カ所	2カ所	4カ所
利用者数	0人	10人	2人	12人

※23年度は10月1日時点

評価

平成22、23年度と知的障害者グループホーム・ケアホームが市内に2カ所ずつ整備されましたが、平成23年度までに見込んだ必要量には達していません。引き続き設置・運営に関する相談に応じながら必要量の把握と確保に努めていく必要があります。

【重点施策3】 事業者の新体系への移行支援による サービス提供基盤の充実

施行から3年目を迎える障害者自立支援法の制度の周知と浸透により、さらにサービスニーズが高まることも予想されることから、計画においては、新体系に移行する事業者等への相談に応じ、支援することで、着実かつ計画的にサービス提供基盤を図る。

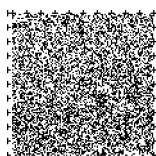
【第2期計画期間における移行状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移行等施設数（市内）	1施設	4施設	4施設

※23年度は10月1日時点

評価

平成23年度までの新体系の移行は市内・外施設ともに全て達成される見込みです。今後は運営面の安定化など、基盤整備に関する部分について国や都の動向を引き続き注視していく必要があります。



2 第3期計画における重点施策

第2期計画で掲げた重点施策のなかで引き続き課題とすべきことや、法改正により今後あらたな対応が必要となることなどを含めて、第3期計画における重点施策として次の3つを設定します。

【重点施策1】 地域自立支援協議会を中心とした 相談体制の充実と権利擁護体制・施策の強化

平成23年8月に「障害者基本法」の一部改正が行なわれ、「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されるなど、障害者の権利擁護体制や施策の一層の強化がされていくことから、地域自立支援協議会の機能を活用して、関係機関の協力体制の強化と、専門相談機関の増加、対応の充実が必要です。

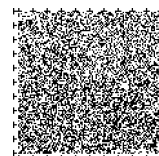
【重点施策2】 障害者や家族の高齢化と、それにともなう グループホーム等“居住の場”の一層の整備

障害者本人や、介助・支援する家族の高齢化といった傾向は、本市においても顕在化しつつあります。このため、いわゆる“親亡き後”に、地域生活を続けるための方策、なかでも住まいの場についての一層の整備を検討していく必要があります。

【重点施策3】 発達障害者や高次脳機能障害、 難病患者等に対する支援施策

平成22年12月の（障害者自立支援法）一部改正法の中で「発達障害」が法の対象の障害の1つとして明記されました。

また、高次脳機能障害や難病患者については啓発によって市民の理解を深める一方で、対象者に必要な障害福祉サービスが提供できるよう、国や都の動向を注視しながら計画的な整備を図っていくことが必要です。



3 第3期障害福祉計画の数値目標設定等のポイント

第1期以来、障害福祉計画では、国の基本指針および東京都の基本的考え方をもとに、「入所施設の入所者の地域生活への移行」「入院中の精神障害者の地域生活への移行」「福祉施設利用者の一般就労への移行」の3項目について数値目標を設定してきました。

あらたに第3期計画策定に向けて国が示した基本指針においては、数値目標の考え方については基本的には変更しないとしていますが、新たな目標項目等も加わり、本市では以下のように目標を設定することとします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行においては、国・都からは基準となる時点の施設入所者の30%以上を地域に移行する、との目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績および本市の実情を踏まえて設定します。

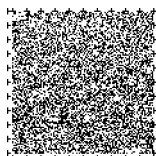
【目標】

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(基準時点)	89人	平成17年10月1日時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	27人 (30%)	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する人の数

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行について

第2期までの障害福祉計画においては、平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という。)が退院する事を目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定していました。

しかしながら、この「退院可能精神障害者」は客観的に分析・評価することが難しいことなどから、第3期計画においては、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」という目標は設定しないこととなりました。



(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行においては、国・都からは基準となる平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の4倍を、目標年度において一般就労に移行するとの目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績および本市の実情を踏まえて設定します。

【目標】

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	4人 (4倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

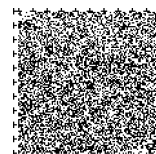
(4) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数においては、国・都からは基準となる平成26年度末の福祉施設利用者の20%以上が就労移行支援事業を利用するとの目標が示されましたが、地域における就労継続支援A型およびB型事業所の設置状況および利用者の状況から、本市においては以下のように設定します。

※「就労移行支援事業」「就労継続支援事業A型」「就労継続支援事業B型」
⇒事業内容等については33,34ページをごらん下さい。

【目標】

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	416人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用者数	12人 (2.9%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数



(5) 就労継続支援事業A型の利用者数

就労継続支援事業A型の利用者数においては、国・都からは平成26年度末の「就労継続支援」全体の利用者のうち、「就労継続支援A型(雇用型)」の利用者が、「就労継続支援」全体の30%以上との目標が示されましたが、地域におけるA型およびB型事業所の設置状況および利用者の状況から、本市においては以下のように設定します。

※「就労継続支援事業A型」「就労継続支援事業B型」
 ⇒事業内容等については33,34ページをごらん下さい。

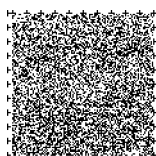
【目標】

項目	数値	考え方
平成26年度末の 就労継続支援事業A型 の利用者(①)	9人	平成26年度末において就労継続支援事業A型を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援事業B型 の利用者	192人	平成26年度末において就労継続支援事業B型を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援事業A型、就労継続支援事業B型の利用者(②)	201人	平成26年度末において就労継続支援事業A型、就労継続支援事業B型を利用する人の数
【目標値】目標年度の 就労継続支援事業A型の 利用者の割合 (①)／(②)	4.4%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援事業A型を利用する人の割合

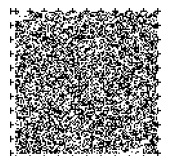
(6) 児童デイサービスについて

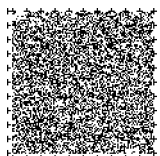
第2期計画まで策定していた、障害児を対象とした「児童デイサービス」については、それまで障害者自立支援法に基づくサービスとして実施してきましたが、法改正によって平成24年4月から児童福祉法のサービスに位置付けられることとなりました。そのため本計画における目標数値の設定対象ではなくなりました。

障害児支援に関しては、今後児童デイサービスが移行する「児童発達支援事業」をはじめ、これまで都道府県が行っていた通所系のサービスの支給決定が平成24年度から市の事務となることや、障害児の通所サービスに関する計画を策定する「障害児相談支援事業者」の指定を市が行うこととなります。



第3 障害福祉サービス等の充実





第3 障害福祉サービス等の充実

1 訪問系サービス

(1) サービス内容

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、「介護給付」として実施される「居宅介護」「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」「行動援護」がありましたが、今期より新たに「同行援護」が加わりました。

各サービス内容は次のとおりです。

○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。

＜対象者＞障害程度区分1以上の方

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護が必要な方に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の介護を行います。

＜対象者＞障害程度区分4以上で所定の項目に該当する方

○重度障害者等包括支援

常に介護が必要な方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方ならびに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方につき、サービスを包括的に行います。

＜対象者＞障害程度区分6で所定の項目に該当する方

○行動援護

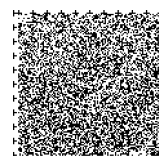
知的障害または精神障害により行動上困難があり、常に介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護および外出時における介護を行います。

＜対象者＞障害程度区分3以上で所定の項目に該当する方

○同行援護 [新サービス]

重度視覚障害者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。

＜対象者＞身体障害者手帳を有し、当該サービス利用に関する評価指標に基づき一定の基準を満たす方



(2) 第2期の利用実績

第2期計画期間における実績は次のとおりです。

平成15年度支援費制度開始以降、ホームヘルプサービスの利用が伸びていたことから、潜在するニーズの顕在化により引き続き利用が増大するものと見込みましたが、実績は3年間で20人程度の増加となりました。平成23年度は10月からサービスがはじまった同行援護を含めているため前年度比で約1.4倍となっています。

また、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護については、サービス対象となる状態の利用者が少数だったことなどから、実績が見込量を下回っていますが、利用量は増加の基調で推移しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	78人	80人	117人
利用量	5,445.5時間	5,543.5時間	5,794.0時間

※各年度10月利用分

※平成23年10月分から「同行援護」を含める

※23年度については推計値

(3) サービス必要量の見込みと確保するための方策

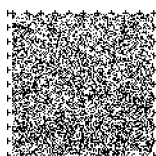
第3期においては、移動を支えるサービスとして同行援護が新たに加わります。また、居宅介護については地域における在宅での暮らしを支える基本的なサービスであり、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、重度の方の暮らしを支えるサービスであることから上記の実績を勘案し、また、今後推進される施設や病院からの地域移行も勘案して、平成26年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数	127人	136人	146人
利用量	7,155時間	7,296時間	7,772時間

【サービス必要量を確保するための方策】

利用実績の少ない精神障害者へのサービス、あるいは行動援護や重度障害者等包括支援など、利用者ニーズの動向を注視しつつ、サービス提供基盤の整備を図ります。

さらに、サービスの質の向上への取組みも不可欠であることから、居宅介護事業を中心とした事業者連絡会を開催して情報交換を行う中で、必要な仕組みや制度の構築について検討していきます。



2 日中活動系サービス

日中活動を支援する「日中活動系サービス」には、『介護給付』として実施される「生活介護」「療養介護」「児童デイサービス」「短期入所」と、『訓練等給付』として実施される「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」があります。第2期まで実施されてきた「児童デイサービス」については、平成24年から児童福祉法の下に位置づけられ、サービスが実施されます。

■ 介護給付として実施するサービス内容 ■

○生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

＜対象者＞障害程度区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である方および年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である方

○療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

＜対象者＞筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6の方、および、筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で障害程度区分5以上の方

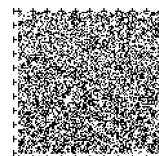
○短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

これらのサービスは、常時介護が必要である、または、普段介護を受けているが、介護者が不在となってしまうといった方に対し、それぞれの状態に合わせたサービス提供を行います。

常時介護が必要な方で、医療が必要な方には療養介護が、医療は必要でない方で、日中独居になるなど、日中の活動が必要となる方には、生活介護が提供されます。

また、緊急時等、自宅での介護が困難となった場合、泊まり等も含め短期間施設で預かる短期入所のサービスもあります。



(1) 第2期の利用実績

生活介護については旧体系からの移行もあり、高い伸びとなっています。療養介護については、実施事業所が近隣自治体を含めても少ないこともあり、第2期においては利用実績がありませんでした。短期入所は、その性質上、各年度の実績に波がありますが、必要とされる場合に適切に提供できるよう見込む必要があります。

サービス内容		平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	利用人数	34人	96人	135人
	利用量	575人日分	1,782人日分	2,424人日分
療養介護	利用人数	0人	0人	0人
	利用量	0人日分	0人日分	0人日分
短期入所	利用人数	6人	4人	10人
	利用量	43人日分	55人日分	56人日分

※ 各年度10月利用分

※ 23年度については推計値

(2) サービス必要量の見込みと確保するための方策

新体系の移行にともない増加傾向にあった生活介護は特別支援学校卒業者などが主な新規利用者として見込まれます。

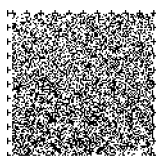
また、療養介護についてはこれまで利用実績はありませんでしたが、法改正による新体系移行で平成24年度からあらたに療養介護利用者が見込まれることから、その人数を算定しています。

短期入所については必要な時に利用できるようにと支給決定だけ受ける場合が多いために、支給決定数と実績に大きな乖離がありますが、必要量として実利用者数を見込みます。

サービス内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	利用人数	181人	185人	189人
	利用量	3,258人日分	3,330人日分	3,402人日分
療養介護	利用人数	7人	8人	8人
	利用量	217人日分	248人日分	248人日分
短期入所	利用人数	20人	22人	23人
	利用量	108人日分	118人日分	123人日分

【サービス必要量を確保するための方策】

生活介護については既存施設での増員対応を図ってきましたが、引き続き必要数が確保できるよう、事業者への情報提供や新規設置の相談などに応じていきます。



■ 訓練等給付として実施するサービス内容（自立訓練） ■

○自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者に、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

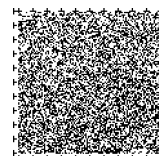
○自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

これらのサービスは、主に日常での暮らしに必要な能力の維持・向上を目的としている訓練等給付となっており、主に身体に障害を抱えている方が『機能訓練』を、知的障害者・精神障害者の方が『生活訓練』を受けることになります。

コラム：数値目標の基準は？

障害福祉計画においては、障害者自立支援法に基づき、サービスごとに将来の利用量を推計しています。それぞれの必要量については、国や都より市が計画を策定するにあたって定める項目が示され、それに基づいて地域の実情を踏まえて算出することが求められているため、市におけるこれまでの実績や、市民のニーズ、今後の事業所の動向などから算出し、地域自立支援協議会等の検討を経て計画の値として記載しています。



(1) 第2期の利用実績

機能訓練については見込量とほぼ同様の人数となりました。一方、生活訓練は市内および近隣で実施している事業所が少ないこともあり、当初見込んだ1割程度の実績にとどまりました。

サービス内容		平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練 (機能訓練)	利用人数	5人	6人	7人
	利用量	58人日分	56人日分	80人日分
自立訓練 (生活訓練)	利用人数	1人	1人	2人
	利用量	21人日分	19人日分	46人日分

※ 各年度10月利用分

※ 23年度については推計値

(2) サービス必要量の見込みと確保するための方策

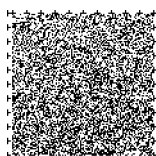
機能訓練・自立訓練ともに、現時点における事業所の新設は明らかでないため、実績ベースでの推移を見込みます。

サービス内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 (機能訓練)	利用人数	7人	7人	7人
	利用量	84人日分	84人日分	84人日分
自立訓練 (生活訓練)	利用人数	3人	3人	3人
	利用量	69人日分	69人日分	69人日分

【サービス必要量を確保するための方策】

機能訓練については市内事業所が少ないことから、介護保険対象者でも年齢的に高齢サービスになじまないなど、個別事情にも配慮をしていきます。

また生活訓練事業所は市内にないため、利用者状況やニーズを把握したうえで、市内の設置に向けた検討を行います。



■ 訓練等給付として実施するサービス内容（就労系サービス） ■

○就労移行支援

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

○就労継続支援（A型）

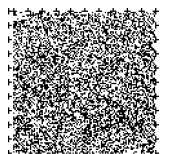
就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能であり利用開始時に65歳未満である方に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

○就労継続支援（B型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方、あるいは一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

これらのサービスは、経済的自立へとつながる一般就労をめざすことを目的とした訓練等給付となっています。

就労継続支援（A型）においては、雇用契約を結び、日中の活動の場として就労しながら、合わせて訓練が行えます。就労継続支援（B型）は、雇用には結びつかなかった方等に雇用契約を結ばないながらも、就労や生産活動の機会を提供し、合わせて訓練を行います。就労移行支援は、就労のための一定期間の訓練を行うサービスです。



(1) 第2期の利用実績

就労移行支援については、当初見込みの半分程度の実績となりましたが、該当する利用者が増加しなかったことと、市内および近隣でサービスを実施する事業所が少ないことなどが要因としてあげられます。

就労継続支援（B型）については旧体系施設の新体系移行にともない、主に従前からの利用者が移行したことによるものですが、精神障害者が利用する事業所においては新規利用者も増加しています。

サービス内容		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	利用人数	8人	6人	10人
	利用量	169人日分	92人日分	195人日分
就労継続支援 (A型)	利用人数	5人	5人	6人
	利用量	101人日分	88人日分	102人日分
就労継続支援 (B型)	利用人数	75人	88人	140人
	利用量	1,110人日分	1,235人日分	2,007人日分

※ 各年度10月利用分

※ 23年度については推計値

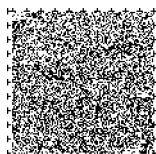
(2) サービス必要量の見込みと確保するための方策

就労移行支援、就労継続支援（A型）ともに事業所の新設は明らかでないため、実績ベースでの推移を見込みます。就労継続支援（B型）は主に精神障害者のサービス利用増加が見込まれます。

サービス内容		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	利用人数	11人	11人	12人
	利用量	214人日分	214人日分	234人日分
就労継続支援 (A型)	利用人数	7人	8人	9人
	利用量	119人日分	136人日分	153人日分
就労継続支援 (B型)	利用人数	172人	182人	192人
	利用量	2,459人日分	2,602人日分	2,745人日分

【サービス必要量を確保するための方策】

A型事業所は市内に無いため動向がつかみにくい状況ですが、相談等を通じて利用希望者の把握に努めていきます。これに比べてB型事業所は市内の設置状況は比較的整っていますが、見込みに応じた必要数が確保できるよう、事業者との連携を図っていきます。



3 居住系サービス

(1) サービス内容

住まいの場となる「居住系サービス」には、介護給付として実施される「施設入所支援」「共同生活介護（ケアホーム）」と、訓練等給付として実施される「共同生活援助（グループホーム）」があります。各サービス内容は次のとおりです。

○共同生活介護（ケアホーム）

障害程度区分2以上の知的障害者および精神障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○共同生活援助（グループホーム）

知的障害者および精神障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

○施設入所支援

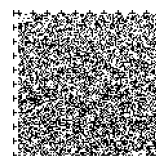
施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

コラム：グループホーム？ケアホーム？

障害者自立支援法の下においては、地域での自立した暮らしをめざして、グループホーム、ケアホームが設定されています。上記のように、ケアホームの方がより重度の方の利用を想定しています。

また、グループホームについては、介護保険法の下においても、「認知症対応型共同生活介護」というサービスの一般的な呼び方として同じ名前で実施されています。こちらは要介護認定において要支援2以上の認知症の方が対象となっており、障害者の施設とは別のものです。

このように、障害のある方向けのサービスや高齢者向けのサービスには似たような名称やサービスが多くあるのが実情です。利用に際しては事業者との契約にて行われ、利用者個々の状況に適切なサービスが提供されます。



(2) 第2期の利用実績

共同生活介護は平成22、23年度に市内に知的障害者ケアホームが整備されたことにもない利用者が増加しました。

施設入所支援の増加は、旧体系施設としての入所更生施設が新体系に移行したことによるものです。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助	14人	15人	15人
共同生活介護	29人	40人	47人
施設入所支援	15人	46人	66人

※各年度10月利用分

※23年度については推計値

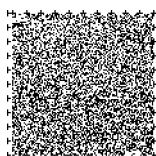
(3) サービス必要量の見込みと確保するための方策

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	64人	66人	68人
施設入所支援	70人	70人	70人

【サービス必要量を確保するための方策】

「共同生活介護（ケアホーム）」および「共同生活援助（グループホーム）」については、施設入所者の地域生活への移行や退院可能な精神障害者の意向および動向を継続的に注視し、事業者からの設置に関する相談に応じていくなど、効率的・効果的に需要と供給が結びつくようサービス提供基盤の整備を図ります。

施設入所支援に関しては、真に必要な方が利用できるよう常にニーズの把握に努めていきます。



4 指定相談支援

(1) サービス内容

○ 計画相談支援

障害福祉サービス、地域相談支援（「地域移行支援」及び「地域定着支援」）を利用するすべての人にサービス等利用計画（※）を作成し、支援を行います。

＜※サービス利用計画の作成＞

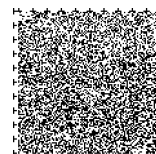
支給決定を受けた障害者で、特に計画的な支援を必要とする方が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」（サービス利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど）等を受けた場合、サービス利用計画作成費が給付されます。このサービス利用計画作成費については、利用者負担はありません。

○ 地域移行支援 [新サービス]

障害者支援施設に入所している人や病院に入院している精神障害のある人に、住居の確保等の地域生活に移行するための相談や支援を行います。

○ 地域定着支援 [新サービス]

施設や病院から地域生活に移行した人、家族との同居からひとり暮らしを始めた人等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。



(2) 第2期の利用実績

第2期計画期間における実績は次のとおりです。

施設や病院からの地域移行の進捗状況から、本サービスの対象となる利用者が少なく、実績が見込量を下回りました。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
計画相談支援	0件	0件	0件

(3) サービス必要量の見込みと確保するための方策

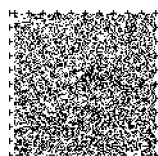
(1か月あたり)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	15件	15件	20件
地域移行支援	1件	1件	1件
地域定着支援	1件	1件	1件

【サービス必要量を確保するための方策】

第3期計画においては、国の基本指針で原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービスを計画相談支援の対象者として見込みを定めることとなっていることから、指定事業者の確保とサービスの利用斡旋、調整、モニタリングにわたる一連の支援が適切かつ継続的に提供されるよう人材育成等を支援します。

また、サービスの利用および定着について地域自立支援協議会を中核とした地域資源のネットワークを活用して、総合的、専門的な相談支援が実施できる体制を整備します。



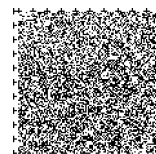
5 その他

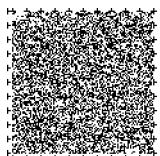
(1) 補装具費の支給

障害のある人の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの（義肢、装具、車いす等）に関して、補装具費として購入費、修理費が支給されるものです。平成24年4月から利用者負担の見直しにあわせて、世帯の負担額が一定額を超える場合に高額障害福祉サービス費が支給されます。

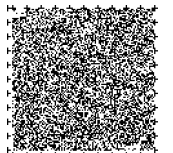
(2) 自立支援医療

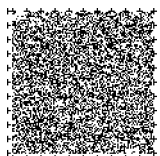
自立支援医療は、障害のある人が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。現在基本は1割負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にもひと月当たりの負担に上限額が設定されるなどの負担軽減策が講じられています。





第4 地域生活支援事業





第4 地域生活支援事業

市では、障害者自立支援法第77条に基づき、障害者がその有する能力および適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように地域生活支援事業を実施しています。

地域生活支援事業とは、障害者の地域生活を支援するため地域の実情に応じて市町村が実施する事業となります。

1 相談支援事業

① 相談支援

障害のある人の福祉に関する各般の問題につき、障害のある人本人、あるいは保護者、介護者からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供および助言等を行うもので、指定相談支援事業者である「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」と「社会福祉法人 椎の木会」に委託して事業を実施しています。

<第2期の実績>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
障害者相談支援 事業実施箇所数	2カ所	2カ所	2カ所

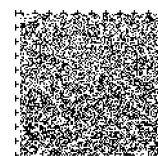
<第3期の見込み>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援 事業実施箇所数	3カ所	4カ所	5カ所

【サービス必要量を確保するための方策】

安心した地域生活を送るためには、日常的なことやサービスに関する様々な相談から支援につなげていくことが大切です。

また、サービス利用計画の作成などで相談支援事業所業務は増大することが見込まれることから、計画的な設置を行い必要な体制を整備していきます。



② 地域自立支援協議会の活用

相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担う「地域自立支援協議会」を設置しています。現在は、市が運営主体となり、相談支援事業者、福祉サービス事業者、学校、就労等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等を構成員とし、年2回程度の定例的な会議と具体的な事例を検討する専門部会を開催しています。

地域自立支援協議会が担う機能は次のとおりです。

- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善

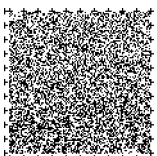
また、平成22年12月に施行された「一部改正法」により自立支援協議会が法定化されたことで、障害福祉計画の評価など役割の更なる強化を図ることが求められていますが、本市においては保健福祉総合計画における障害者計画ならびに障害福祉計画の評価を既に実施していることから、今後も本計画の進捗状況について定期的な評価を行う中で、目標達成に向けた方策についても検討していきます。

コラム：地域自立支援協議会の構成

清瀬市の地域自立支援協議会は平成20年に設置されました。

委員は学識経験者、身体・知的障害者相談員、特別支援学校代表者、関係施設代表者、相談支援事業者などから構成され、運営方針や計画の進捗状況のチェックなど、全体的な協議を行う全体会のほか、様々な課題について次の3つの部会を設置して協議・検討しています。

- ・ 地域生活部会
障害者・児の災害時等における要援護者対策(平成24年度から)
- ・ 社会資源部会
市内の社会資源の把握及び改善等についての協議
- ・ 子ども部会
障害児の放課後対策等についての協議



③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

<第2期の実績>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施事業所数	0カ所	0カ所	0カ所

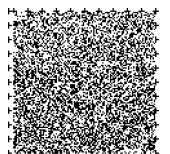
<第3期の見込み>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施事業所数	1カ所	1カ所	1カ所

④ 相談支援機能強化事業

専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応や、地域自立支援協議会における専門的な指導・助言等を行うなど、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて専門資格を有する職員を事業所に配置することで相談支援機能の強化を図る事業です。

市内の指定相談支援事業所である「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」と「社会福祉法人 椎の木会」の2事業所で行っています。



2 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用または利用しようとする知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用する場合で、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な場合、その全部または一部を助成します。本市では、「きよせ権利擁護センター あいねっと」等、関係機関と連携しながら、支援を進めていきます。

<第2期の実績>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実施事業所数	1カ所	1カ所	1カ所
利用者数	0人	0人	0人

<第3期の見込み>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施事業所数	1カ所	1カ所	1カ所
利用者数	2人	3人	4人

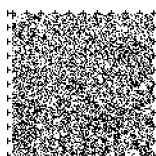
コラム：「きよせ権利擁護センター あいねっと」について

「きよせ権利擁護センター あいねっと」は、清瀬市社会福祉協議会が清瀬市の補助を受けて運営する、非営利の公的な機関です。高齢者や知的障害・精神障害などのある方が、住みなれた地域の中で安心して暮らせるようお手伝いをします。相談については無料で受けられるサービスです。

【主な事業】

- 福祉サービス総合相談
…職員が受け付ける一般相談や、弁護士等が対応する専門相談があります
- 地域福祉権利擁護事業
…福祉サービスの利用や金銭管理に不安のある方の支援をします
- 成年後見制度相談、成年後見制度利用支援事業（上記）
…判断能力が不十分な方の成年後見制度利用支援を行います
- 福祉・権利擁護セミナーなどの開催
…安心して暮らせる制度等、定期的に講演会や勉強会を実施しています

<ご連絡先> きよせ権利擁護センター あいねっと
下清戸1-212-4 清瀬市コミュニティプラザ2F
電話：495-5573 ファクス：495-5335



3 コミュニケーション支援事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

<第2期の実績>

サービス内容		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
手話通訳者 派遣事業	年間利用件数	50件	55件	57件
	利用人数	7人	8人	6人
要約筆記者 派遣事業	年間利用件数	0件	7件	8件
	利用人数	0人	1人	1人

<第3期の見込み>

サービス内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者 派遣事業	年間利用件数	60件	68件	68件
	利用人数	8人	9人	9人
要約筆記者 派遣事業	年間利用件数	10件	10件	10件
	利用人数	2人	2人	2人

② 手話通訳者設置事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方が、市役所等の利用に際し、適切な対応を可能とするため手話通訳者を設置します。

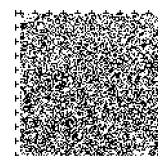
派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

<第2期の実績>

サービス内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設置者数	未設置	未設置	未設置

<第3期の見込み>

サービス内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置者数	設置の検討	設置の検討	1人



4 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

【日常生活用具給付等事業】

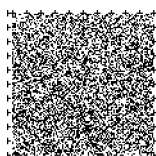
- 介護・訓練支援用具 …特殊寝台、特殊マット、特殊尿器など
- 自立生活支援用具 …入浴補助用具、頭部保護帽、自動消火器など
- 在宅療養等支援用具 …透析液加温器、ネブライザー（吸入器）など
- 情報・意思疎通支援用具 …携帯用会話補助装置、点字器など
- 排せつ管理支援用具 …ストマ用装具、紙おむつなど
- 住宅改修費 …設置に小規模な住宅改修を伴う用具

<第2期の実績>

種目の区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
介護・訓練支援用具	4件	10件	8件
自立生活支援用具	4件	17件	18件
在宅療養等支援用具	18件	4件	6件
情報・意思疎通支援用具	16件	14件	22件
排せつ管理支援用具	1,448件	1,386件	1,628件
住宅改修費	1件	1件	1件
合計件数	1,491件	1,432件	1,683件

<第3期の見込み>

種目の区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	8件	8件	8件
自立生活支援用具	14件	14件	14件
在宅療養等支援用具	10件	10件	10件
情報・意思疎通支援用具	19件	19件	19件
排せつ管理支援用具	1,640件	1,652件	1,664件
住宅改修費	1件	1件	1件
合計件数	1,692件	1,704件	1,716件



5 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出で、第2期計画期間における利用状況を見ると、利用人数、利用時間ともに伸びています。平成23年度は視覚障害者の移動支援が個別給付に移行した分前年度並みの伸びはありませんが、制度の見直しなどにより24年度以降再び増加が見込まれます。

<第2期の実績>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
利用人数	60人	83人	85人
年間利用時間	742.5時間	1,054.5時間	1,105.0時間

<第3期の見込み>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数	94人	104人	115人
年間利用時間	1,222時間	1,352時間	1,495時間

6 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

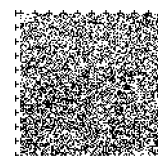
相談支援と同様に、「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」と「社会福祉法人 権の木会」に委託し、2カ所で事業を実施します。

<第2期の実績>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
設置箇所数	2カ所	2カ所	2カ所

<第3期の見込み>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置箇所数	2カ所	2カ所	2カ所



7 その他の事業

① 奉仕員養成研修事業

コミュニケーション支援事業の実施を担う人材を養成・確保して、事業の円滑な実施を図ります。

② 更生訓練費

就労移行等を利用している障害のある方に対し、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。

③ 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の方であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたす（おそれのある）方に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

④ 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

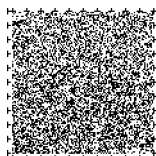
一定の条件を満たす心身障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。また、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。

⑤ 重度身体障害者緊急通報システム事業

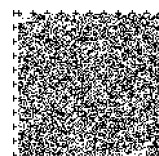
重度身体障害者で一人暮らし等である方に対して、家庭内で病気や事故等の緊急事態になった場合に、無線発信機を用いて協力員宅へ通報するシステム貸与をしています。

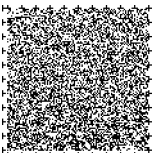
⑥ 日中一時支援（日中ショートステイ）事業

障害者および障害児の家族等の就労やレスパイトを目的として、障害者および障害児に一時的な見守りや活動の場を提供し、家族等の日常生活を支援します。



第5 計画の円滑な運営に向けて





第5 計画の円滑な運営に向けて

1 計画の円滑な運営に向けて

市では、計画の円滑な運営に向けて、以下の取り組みを実施します。

(1) 法制度等、新しい動きに対する適切な対応

制度改正を含む今後の新たなサービス創設や仕組みづくりに向けた動きに対し、適切な情報収集と対応、さらには市民への周知に努めます。

(2) 『保健福祉総合計画』における評価と地域自立支援協議会の役割

「障害福祉計画」ならびに「障害者計画」の評価については既に地域自立支援協議会において実施しており、またそれらを包含する「保健福祉総合計画」についても地域福祉推進協議会で総合的な評価を行い、結果を公表しています。

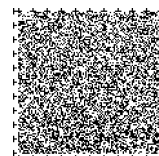
障害者自立支援法の改正に伴い、平成24年度から障害福祉計画の作成や変更を行う際には地域自立支援協議会の意見を聴くように努めることとなりましたが、本市においては従前どおり評価を行っていきます。

(3) 障害への理解やサービスの普及啓発

障害者施策を計画的に推進し、障害者自立支援法の目的である「障害者および障害児が、自立した社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解と協力が欠かせません。

中でも、発達障害や高次脳機能障害、難病など、これまでの障害者施策では十分な援護が受けられなかった方々に対しても、今後の制度の動向も踏まえながら他の障害同様、いっそうの啓発に努めます。また、指定相談支援事業所で受ける相談などを通してニーズの把握とともに支援体制の検討をしていきます。

なお、障害福祉サービス等の情報については、適宜広報や各種パンフレット、ホームページの更新等を行い、より利用しやすく、わかりやすい適切な情報提供に努めます。



(4) サービス利用者の権利を守るために

適切なサービス提供等により日々の安心した生活が送れるよう、以下のような施策により対応します。

① サービス利用に対する不服申し立て

障害程度区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができます。

障害程度区分認定や支給決定についての不服以外の苦情については、福祉サービス運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会）が苦情処理機関として位置づけられています。

② 権利擁護体制の充実

成年後見制度は、判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。本計画においては、地域生活支援事業において「成年後見制度利用支援事業」を実施し、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう支援します。

また、「きよせ権利擁護センターあいねっと」（社会福祉協議会）では、支援を必要とする方の利用の意向を踏まえて、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理」「書類の預かり」等を行う地域福祉権利擁護事業を実施しており、市ではこれら各種サービスの案内や紹介を適切に進め、権利擁護体制の充実に努めます。

③ 障害者等に対する虐待の防止

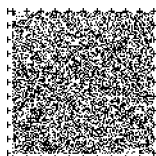
平成23年度に成立した「障害者虐待防止法」においては、擁護者や障害者福祉施設事業者等による虐待の発見について通報を義務付け、市町村においては、虐待窓口となる「障害者虐待防止センター」設置の義務付けと、通報に伴う立ち入り調査や一時保護が可能となることが規定されました。

市においても24年度施行に合わせて準備を進めるとともに、地域自立支援協議会等の活用等により、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいきます。

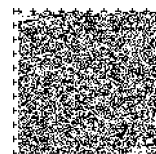
(5) サービスの質の確保

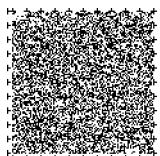
サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。

市民にはこうした評価結果の周知を図る一方、サービス提供事業者には受審の働きかけを行います。また、都などが実施するサービス従業者研修などの情報も事業所に伝えて、サービスの向上と質を確保します。



付属資料





1 設置要綱

清瀬市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清瀬市における障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、清瀬市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、障害福祉計画の策定に関し、必要な事項の検討を行い、原案を作成して市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから委員10人以内を市長が委嘱して組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域の障害福祉に関する団体の代表者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 別に定める関係機関に属する者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見、助言等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条に規定する報告をしたときまでとする。

(庶務)

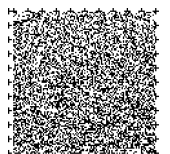
第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

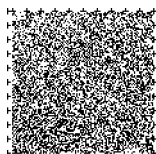
この訓令は、公布の日から施行する。



2 策定委員名簿

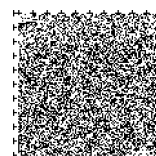
	氏 名	所 属	委員区分
◎1	植村 英晴	日本社会事業大学 社会福祉学部教授	学識経験者
○2	長汐 道枝	社会福祉法人 清瀬わかば会評議員	福祉団体代表
3	甘糟 朋行	清瀬市障害者福祉センター 施設第1係長	福祉団体代表
4	熊谷 大	社会福祉法人 椎の木会管理者	福祉団体代表
5	関口 高志	東京都立 清瀬特別支援学校校長	福祉団体代表
6	武山 範子	公募委員	市民代表
7	富永 健太郎	公募委員	市民代表
8	登山 彩文	社会福祉法人 東京アフターケア協会常務理事	福祉団体代表
9	町出 五郎	清瀬市身体障害者福祉協会 副会長	福祉団体代表
10	山崎 順子	清瀬市子どもの発達支援・交流セン ター長	福祉団体代表

◎は委員長、○は副委員長



3 計画策定委員会開催概要

	開催日	主な内容
第1回	平成23年 8月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、正副委員長選出 ・委員会の運営について ・計画の内容等について
第2回	平成23年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市の現状と課題の説明 ・関係団体、事業者アンケート調査等の実施について
第3回	平成23年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体、事業者アンケート調査実施結果報告 ・中間まとめ素案について
第4回	平成23年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期障害福祉計画素案について ・パブリックコメントの実施について
第5回	平成24年 2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第3期障害福祉計画の最終まとめ



4 用語集

■ ア 行

○ NPO法人（えぬぴーおーほうじん）

NPOとは、民間非営利組織を意味する Non Profit Organization の略語で、非営利、すなわち営利を目的とせず、公益的な市民活動を行う民間団体の総称である。日本においては、平成10年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、特定の分野の活動に対し、都道府県または内閣府より認証を受けることで、社団法人の一種であるNPO法人として活動することができる。

■ カ 行

○ 介護給付（かいごきゅうふ）

障害者自立支援法に定められたサービスのうち、生活の部分について、在宅で訪問を受けたり、通所など施設等で支援を受けるサービス（療養介護、生活介護等）、住まいの場として受けたりするサービス（施設入所支援、ケアホーム等）を指す。

○ 緊急通報システム（きんきゅうつうほうしすてむ）

居宅で緊急を要する事態に陥ったときに、簡単な操作で消防署等へ通報できるシステム。ひとり暮らしの重度身体障害者等や、ひとり暮らしの高齢者の世帯に端末機を設置している。

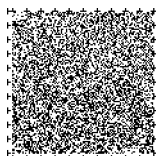
○ 訓練等給付（くんれんとうきゅうふ）

障害者自立支援法に定められたサービスのうち、機能回復や就労をめざすために、住まいの場として受けるサービス（グループホーム）や、通所により利用するサービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を指す。

○ グループホーム、ケアホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で共同生活をする形態。

「グループホーム」は、利用者間の支え合いやスタッフの援助を受けながら自立した生活を目指した住まいをいい、「ケアホーム」は、日常生活上の介護を要する障害者を対象として、スタッフ等の介護を受けながら生活をおくる住まいをいう。



○ ケアマネジメント

厚生労働省の障害者ケアガイドラインでは、「障害者の地域における生活支援するために、希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法」としている。

○ 権利擁護（けんりようご）

知的障害・精神障害や認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

○ 高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、読み書き・計算・学習能力・記憶などの認知機能、情動・感情・意欲などの障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できなかったりすることもある。

■ サ 行

○ 災害時等要援護者（さいがいにじとうようえんごしゃ）

国のガイドラインでは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」をいい、一般的に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等としている。

○ サポートファイル

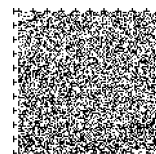
障害のある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノート。ライフステージの変化などに伴い、本人をとりまく生活環境が変わっても、地域生活における一貫した継続的な支援につなげることができる。

○ 情報保障（じょうほうほしょう）

様々な障害により情報の収集が難しい人に対し、その人に適した手段を用いて情報を提供することにより「知る権利」を保障するもの。

○ ジョブコーチ

障害のある人が職場に容易に適応できるよう、職場内外の支援環境を整え、職場の定着を支えるため、一定の研修を受けて支援に携わる人。



○ 自立支援医療制度（じりつしえんいりょうせいど）

平成 18 年 4 月から、それまでの障害に関する公費負担医療をまとめる形で開始された制度で、「更生」、「育成」、「精神通院」の 3 種類がある。そのうち「精神通院」は、従前の「精神障害者通院医療費公費負担制度」を継承した制度。

○ 成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を代理権等が付与された成年後見人が支援する制度。本人が判断能力のあるうちに予め後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」がある。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「補助」「保佐」の 3 類型に分かれる。

■ タ 行

○ 地域活動支援センター（ちいきかつどうしえんせんたー）

障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行われるための場所。

○ 地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

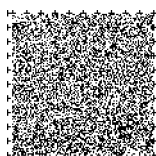
指定障害福祉サービス等とは別に、障害者自立支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」がある。

○ 地域福祉計画（ちいきふくしけいかく）

地域住民等の意見を十分に踏まえ、地域における福祉サービスの利用の促進、社会福祉事業の健全な発達、住民の地域福祉活動への参加促進を図るため、社会福祉法に基づき各市区町村が策定する計画で、清瀬市では平成 15 年 3 月に地域福祉計画をはじめとする 5 つの分野の個別計画の性格をあわせ持つ清瀬市保健福祉総合計画として策定されている。

○ 地域福祉推進協議会（ちいきふくしすいしんきょうぎかい）

本市の地域福祉の推進にあたり、市、福祉・保健・医療関係機関、関係団体及び一般公募による市民で構成する組織。保健福祉総合計画ならびに各分野別計画、事業等に関する協議を行う。健康福祉部地域福祉課が所管している。



■ ナ 行

○ ノーマライゼーション

「障害のある人や高齢者も、地域でごく普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくる」という理念。また、障害のある人の自己決定を最大限に尊重し、障害のために必要とする「特別なサービスを受ける権利」を持つことも同時に主張する思想。国際連合の障害のある人の権利宣言やそのほかの障害者福祉・教育の基本理念として世界的に認知され、その実現が目指されている。

■ ハ 行

○ 発達障害（はったつしょうがい）

発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

○ バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリー Free)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

○ 福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

一般企業などでの就労が困難な障害のある人が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

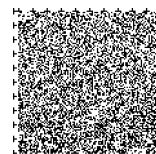
○ 補装具（ほそうぐ）

身体障害者の身体の一部の欠損または機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義足、装具、車いすなどがある。

■ ヤ 行

○ ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。



○ 要約筆記（ようやくひっき）

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝達する方法。一般的には、話の内容を書き取り、スクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年ではパソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影するなど、新たな方法も用いられてきている。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した要約筆記奉仕員が行う。

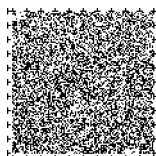
■ ラ 行

○ 療育（りょういく）

障害のある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

○ レスパイト

障害のある人などを在宅で介助・支援している家族の負担を減らす事を目的に、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらうために家族を支援すること。



みんなが えがおで 暮らせるために

清瀬市第3期障害福祉計画

平成24年3月

発行 清瀬市
編集 清瀬市健康福祉部障害福祉課
〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地
TEL. 042-492-5111(代表)
FAX. 042-492-5139

